

# 特例

## 生活福祉資金（総合支援資金）借用書

生活福祉資金（総合支援資金）貸付金として下記金額を借用いたしました。

については、本借用書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※北海道社会福祉協議会記入欄

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会会長 様

貸付金の種類	総合支援資金 生活支援費
貸付利子	無利子 ただし、延滞利子については 延滞元金につき年3%
借入総額	円
借入期間	令和 年 月から令和 年 月までの3か月
借入月額	円
受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による
据置期間	最終貸付日から か月
償還期間	据置期間終了後 年 か月
償還方法	据置期間終了後、月賦・元金均等償還
償還場所	北海道社会福祉協議会指定の金融機関口座（別途指定）

借受人 住所.....

氏名（自署）.....

上記について同意いたします。

法定代理人（親権者を含む） 住所.....

または後見人

氏名（自署）.....

法定代理人（親権者を含む） 住所.....

または後見人

氏名（自署）.....

### 貸付金振込口座

金融機関 （いずれかを選択）	ゆうちょ銀行	記号		番号	フリガナ	
					口座名義人	
	北海道銀行 北洋銀行 （どちらかを選択）	支店名	支店コード	口座番号	フリガナ	
					口座名義人	

### 道社協記入欄

整理番号	地区	年度	資金	貸付コード	貸付決定日
					年 月 日

## (借受中、厳守する事項等について)

### ●借受人は次の事項を厳守しなければならない。

- 1 借受人は、借入の目的に即した資金の使用や市町村社会福祉協議会（以下市町村社協）及び北海道社会福祉協議会（以下北海道社協）、民生委員が行う必要な相談支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。
- 2 借受人は、あらかじめ償還計画を策定し、都道府県社協会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- 3 借受人は市町村社協及び北海道社協から、契約で定めた内容等に関する問い合わせを受けたとき又は定期的な報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。
- 4 借受人は次のいずれかに該当する場合は、直ちに北海道社協会長に届け出なければならない。
  - (1) 借受人の氏名に変更があったとき
  - (2) 借受人が就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したとき
  - (3) 借受人が生活保護受給を開始したとき
  - (4) 借受人が転居し、又は入院若しくは社会福祉施設等への入所等により居住用不動産を長期間にわたり不在にするとき
  - (5) 借受人が仮差押若しくは仮処分（以下「民事保全」という。）又は強制執行若しくは競売（以下「民事執行」という。）の申立てを受けたとき
  - (6) 借受人が破産又は民事再生手続開始（以下「破産等」という。）の申立てを受け、又は申立てをしたとき
  - (7) 借受人に関し成年後見、保佐又は補助開始の審判、任意後見監督人選任の審判その他借受人の心身の状況に著しい変更があったとき
  - (8) 借受人が死亡したとき
  - (9) その他北海道社協会長が定めた事由が生じたとき
- 5 その他、借受人は、道社協社協会長との契約に定める条件を遵守しなければならない。

### ●その他注意事項

- 1 北海道社協会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
  - (1) 借受人が貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
  - (2) 借受人が虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき
  - (3) 借受人がその責務に違反したとき
  - (4) 借受人が借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したと認められるとき
  - (5) 借受人が貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき
  - (6) 借受人が生活保護受給を開始したとき
  - (7) 借受人が民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
  - (8) 借受人が破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
  - (9) その他貸付け又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき
- 2 借受人が、償還金を定められた償還期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき年3%の率をもって、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。
- 3 北海道社協会長が、災害その他やむを得ない事由により貸付金を償還することができなくなったと認めたときは、償還金の支払を猶予または免除することができる。
- 4 本会と債務者との間で調停または訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
- 5 以上の事項、その他については民生委員、市区町村社協、北海道社協に問い合わせることとする。